

がんしょきにゆうじ おうぼしょるい ととの さい ちゅういじこう にほんごばん  
願書記入時と応募書類を整える際の注意事項（やさしい日本語版）

つぎ しよるい じゆんび  
1. 次の書類を準備してください。

(1) じゅうみんひょう かぞくぜんいん こび つか しやくしょしみんか かくちくしみん  
住民票（家族全員のもの、コピーしたものは使えません）〔市役所市民課、各地区市民  
センター（中部地区市民センターを除く）及び市民窓口サービスセンターでもらえま  
す〕

・「世帯主」「続柄」が書かれたものをもらってください。

・外国籍の人は、住民票の特記事項に「在留資格」が書かれたものをもらってくだ  
さい。

・1通もらうのに200円（マイナンバーカードを使って、コンビニで出すときは、1通  
150円）がかかります。

・本人や家族ではない人がもらいに行くときは、委任状がいります。

・願書で住民票の確認に同意があり、四日市市の住民票であれば、いりません。ただ  
し、本人が四日市市から2回以上引っ越しているときは、今住んでいる住所の住民票  
がいります。

(2) れいわ ねんど しよとくかぜいしようめいしょ しやくしょしみんか かくちくしみんせんたー ちゅうぶちくしみん  
令和6年度の所得課税証明書〔市役所市民課、各地区市民センター（中部地区市民  
センターを除く）及び市民窓口サービスセンターでもらえます〕

・奨学金のための「証明願」に申請者（世帯主＝家族の代表者）と家族の名前を書い  
て窓口へ出してください。

※いつもは1通200円（マイナンバーカードを使って、コンビニで出すときは、1通  
150円）のお金がかかりますが、奨学金のための「証明願」を使ったときは、  
1家族につき、1通分のお金だけで証明してもらえます。（ただし、コンビニでは  
「証明願」は使えません。）

・住民票に書いてある全員の証明がいります。〔中学生以下でお金を稼いでいない人の  
証明はいりません〕

・本人が離れたところに住んでいたりして住民票を家族と別の場所に移しているときも、  
本人と、家族全員の所得課税証明書がいります。（奨学金のための「証明願」は  
四日市市の中だけで使えます。）

・家族と別の場所に住民票を移している人の所得課税証明書をもらうには、委任状が  
いります。また、住民票での家族の数ごとに、お金がかかります。

つぎ き がんしょ か  
2. 次のことに気をつけて願書を書いてください。

(1) 「世帯の状況」は、1通の住民票に印刷されている人を全員書いてください。ただ  
し、本人は、家族と別の場所に住民票を移しているときも、書いてください。

(2) 「奨学金の支給を希望するに至った事情」は、どうして奨学金が必要なのかを詳しく書いてください。

(3) 「署名欄（サインするところ）」は自署（本人が自分の手を使って名前を書くこと）か、記名（手で書かないで、名前を印刷したり名前のスタンプ印を押したりすること）したときは押印（印鑑を押すこと）をしてください。押印するときは、必ずそれぞれの人それぞれ別の印鑑を使ってください。（スタンプ印は使えません。）

(4) 「保護者の連絡先」は、連絡先1だけでもいいです。

(5) 1つの家族の中から兄弟、姉妹など2人以上応募するときも、願書と書類は1人分ずつ準備してください。

3. 令和6年12月2日（月）から令和6年12月25日（水）午後5時までの間に願書と書類を受け取ります。書類が間違っていたり、足りなかったりして受け取れないときもあるので、準備ができたらずぐに手続きをお願いします。